

# Sample

2017. 9. 11 (月) 発行

## 育児・介護休業法の改正

**本**年1月に大きな改正が行われた育児・介護休業法ですが、さらに平成29年10月1日より新たに改正が行われることとなりました。これにより実務的には育児・介護休業規程の改定が必要になります。今回はその改正内容のポイントを確認したいと思います。



### ■改正内容①：育児休業期間の延長■

現行法では、育児休業期間は、原則として子が1歳に達するまで、保育所に入れない等の場合に、例外的に子が1歳6ヵ月に達するまでに延長することができます。これが改正法により、保育所に入れない等の場合に、「最長2歳まで」延長が可能となります。それに伴い、雇用保険の育児休業給付金の給付期間も2歳まで延長されることとなります。

### ■改正内容②：育児休業等制度の個別周知■

事業主は、労働者又はその配偶者が妊娠・出産した場合、家族を介護していることを知った場合に、当該労働者に対して、個別に育児休業・介護休業等に関する定めを周知するよう努力義務が課されることとなります。

(改正の趣旨)

- 育児休業を取得しなかった労働者に対し取得しなかった理由を調査したところ「職場が育児休業を取得しづらい雰囲気だった」という回答が一定数あった。
- 育児休業の取得を希望しながら、このような理由で、育児休業の取得を断念することがないよう、事業主は、対象者に育児休業取得の周知・勧奨するための規定を整備する。

### ■改正内容③：育児目的休暇の新設■

事業主は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、育児に関する目的で利用できる休暇制度の措置を設けることに努めることが義務付けられます。休暇の例としましては、「育児目的休暇」、「子の行事参加休暇」、「配偶者出産休暇」等が考えられますが、育児・養育を目的とするものであれば会社が自由に決められます。

(改正の趣旨)

男性の育児参加を促進するために、就学前までの子供を有する労働者が育児に使える休暇を新設する。

上記②と③に関しては努力義務となります。確認の上、育児・介護休業規程の改定を検討して下さい。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 事務所

代表 〇〇 〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〒〇〇〇-〇〇〇〇

TEL: 〇〇〇-〇〇〇〇 FAX: 〇〇〇-〇〇〇〇

E-mail: 〇〇〇@〇〇〇.co.jp

## 外国人実習生実施機関 7 割違反

**厚**生労働省は、外国人技能実習生の実習実施機関に対する平成28年の監督指導・送検等の状況を公表しました。今回の監督指導等の結果によると、監督指導を実施した5,672事業場（実習実施機関）のうち、労働基準関係法令違反が認められたのは4,004事業場（70.6%）でした。主な違反は、労働時間（23.8%）、使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（19.3%）、割増賃金の支払（13.6%）の順で、「36協定を超えて長時間労働をさせている」「割増賃金が法定に満たない低額である」「最低賃金に満たない支払いしかされていない」など指導されました。過去5年の監督指導結果では、いずれも7割を超える事業場で法令違反が確認されています。

## 『賃金不払残業』127億円是正支払い

**厚**生労働省は、2016年4月から2017年3月までの賃金不払残業（サービス残業）の是正状況を発表しました。これによると、是正により1社あたり100万円以上の割増賃金の支払いとなった企業は、企業数1,349企業、対象労働者数97,978人、支払われた割増賃金の合計127億2327万円で、企業平均では943万円、労働者平均では約13万円です。業種では、商業の304社が最も多く、製造業の267社が続いています。調査では、パソコンのログとタイムカードの時刻との乖離があったり、従業員駐車場の駐車状況や従業員からのヒアリングなどで、賃金不払残業の疑いがあり、実態調査を指導された例もあります。



## NEWS ダイジェスト

- 労基法改正案「高プロ」と「残業規制」一本化  
政府は、専門職で年収の高い労働者を労働時間の規制から外す「高度プロフェッショナル制度」と「時間外労働の上限規制」を一本化した労働基準法改正案を今秋の臨時国会に提出する方針を正式に表明した。連合などの反対が予想される。
- 2018年度予算は「人への投資」が目立つ  
2018年度の概算要求は総額約101兆円となり、働き方改革や生産性向上、人材への投資などに向けた予算請求が多く出された。厚労省は働き方改革の支援策として約2,800億円、文科省は社会人の学び直し支援に44億円など。